

こどもインフルエンザ予防接種費用の助成【償還払いの場合】

【償還払い：医療機関に全額支払い後、後日助成金額を払い戻し】

八代市・郡内の指定医療機関以外でインフルエンザ予防接種を受けた場合は、接種後に償還払いの手続きが必要となります。

※こどものインフルエンザ予防接種は任意接種のため、接種前の手続きはありません。

その他の定期予防接種の場合は接種前の手続き（依頼書の発行）が必要ですので、ご注意ください。

■こどもインフルエンザ予防接種費用の助成とは■

助成対象者（令和7年度）

- ・接種日において八代市に住民登録をしている。
- ・生後 6 ヶ月～12歳（小学校6年生）までの子ども。
- ・令和7年10月1日から令和8年1月31日までの間に予防接種を受けた。

助成額・助成回数

- ・1 回につき上限 1,000 円
- ・子ども 1 人につき 2 回まで（経鼻ワクチンは2歳以上で1回まで）

※生活保護受給世帯の子どもは、全額助成（生活保護受給証明書が必要です）。

■償還払いの手続き

1. 医療機関に電話予約し、インフルエンザ予防接種を受けます。

接種料金を全額支払いし、領収書（原本）、予診票（原本又は写し）をもらってください。

2. 必要書類をそろえ、該当する金額の費用助成の申請を行います。

- 必要書類等
- ①八代市こどもインフルエンザ予防接種費用助成申請書（様式第1号）
 - ②予防接種を受けた領収書（原本）
 - ③予防接種を受けた時の予診票（原本又は写し）
 - ④通帳またはキャッシュカード（申請者（保護者）の振込先が確認できるもの）
 - ⑤生活保護受給証明書（生活保護受給者のみ）

申請の期限 **令和8年3月31日まで**。代理でも可。

3. 助成決定後、申請者に「八代市こどもインフルエンザ予防接種費用助成金交付決定通知書」を郵送するとともに、申請書で指定された口座に助成金を振り込みます。